

## 取扱基準

名称	食の新潟国際賞補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	食に関する著しい貢献や業績を顕彰する「食の新潟国際賞」事業に対し、経費の一部を補助する。
目標	数値化□ 非数値化■  「食の新潟国際賞」を通じ、食に関する国際拠点都市として「食の新潟」の世界的な認知度向上を目指す。  <目標が数値でない場合の評価方法> 「食」に関する国際的、人的、組織的ネットワーク構築と情報の発信・集積及びその活用を効果的に行うことができたか。
補助事業者	公益財団法人 食の新潟国際賞財団
補助対象経費の内容	食の新潟国際賞に係る事業に直接要する経費（広報費・選考に関する諸謝金、旅費・会場設営運営費など）及び市民還元に係る部分の経費。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	5,000千円（左記を上限に10／10） (他に公的補助金がある場合は、補助対象経費からそれらを控除した額に対して上記により算定)  <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 新潟を食の国際拠点都市とするため、世界の食関連の組織、団体、研究機関に直接関わる継続的な顕彰事業と、集積した知見を市民に還元する必要があるため。
開始時期	令和3年4月1日
評価の時期	令和5年9月30日
終期	令和6年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	[内容] 新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。  [媒体] パンフレット、ホームページ等
担当部署	農林水産部 食と花の推進課 食育・食文化担当 電話：025-226-1802 e-mail : shokuhana@city.niigata.lg.jp